

第2回新見市地域共生社会推進本部会議

日時：令和8年6月8日（月）14：00～

場所：新見市役所 南庁舎3階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

報告事項

- （1）本部会議等におけるこれまでの検討状況と今後の方向性について
- （2）次期新見市高齢者保健福祉計画等の策定について
- （3）次期新見市健康増進計画の策定について
- （4）次期新見市障がい者計画等の策定について
- （5）全世代交流型施設の整備について
- （6）新見市地域審議会における提言について

4 その他

5 閉 会

(1) これまでの検討状況と今後の方向性について

～ 令和7年度の推進本部設置から現在までの検討経緯、今後の方向性について整理・報告～

1. 新見市地域共生社会推進本部の組織体制と役割



本部会議

地域共生社会の実現に向けた基本方針の決定と進捗管理を担う司令塔。



実務者会議

各分野の専門職や関係機関で構成。地域課題の抽出と、施策案の検討・提言を行う実働組織。



専門部会

特定テーマに絞り、課題の深掘りと具体的な機能設計を行う特設組織。

2. 会議の開催状況と主な検討事項

開催日	会議の名称	主な検討事項
R7.8.26	第1回 本部会議	2つの重点テーマ※に絞りそれぞれの課題や施策を実務者会議で検討していくことを決定 ※「健やかなこどもの発達」を見守るまちづくり推進 「健康寿命の延伸」などを実現するまちづくり推進
R8.1.26	第1回 実務者会議 「健やかな…」	こどもの健やかな発達に関する本市の課題を洗い出し、以下の事項を決定 ・「こども健やかセンター（仮称）」設置に向けた検討を開始 ・旧明洞施設を「多世代交流拠点」として開設 ・より絞ったメンバーで特定のテーマを協議する専門部会の立ち上げ ※座長：小田副学長（新見公立大学）
R8.3.17	第1回 専門部会 「健やかな…」	小田座長による専門部会の発足。 「こども健やかセンター（仮称）」の設置に向けた関係機関による具体的課題の洗い出し及び情報共有を図った
R8.5.25	第2回 専門部会 「健やかな…」	「こども健やかセンター（仮称）」の設置に向けた具体的要件（場所・人員・機能）や運用上の課題などについて議論を行った
R8.1.26	第1回 実務者会議 「健康寿命の…」	高齢者支援などに関する本市の課題の洗い出しを行い、以下の事項を決定 ・サービス活動C（自立した生活を取り戻すための短期集中予防サービス） 「リエイブルメントプログラム」を令和8年度から実施 ・サービス活動B（住民主体による地域での助け合い活動）の制度設計を行っていく ・より絞ったメンバーで特定のテーマを協議する専門部会の立ち上げ ※座長：山本学科長（新見公立大学）
R8.4.27	第1回 専門部会 「健康寿命の…」	山本座長による専門部会の発足。 サービス活動Bの実施に向けた課題の整理を行った

3. 実務者会議における検討内容と今後の取組方針

テーマ1 「健やかなこどもの発達」を見守るまちづくり

検討課題① 乳児・児童に対する発達障害の検診・相談体制は十分か。

新見公立大学、県保健所、市それぞれが発達検査、相談体制を整備している。

検討課題② 発達障害疑いのある幼児・児童はどの程度の割合か。

- ・ 3歳児健診で発達障害の疑いありと計上された児の割合（令和5年度）は、26.7%である。
- ・ 発達障害の子どもたちの主たる生活の場であるこども園、保育園での支援の質の向上が必要。
- ・ 学齢期の支援では、特別支援学級と通級指導教室が地域の特別支援教育の中核となっている。

検討課題③ 療育が必要であると判断された幼児の療育サービスの体制が十分でない。

発達課題をもつ子どもが利用する療育機関が市内に2事業所あるが、就学前の子どもは定員オーバーになっており、翌年度まで療育機関を利用できない状態である。

検討課題④ 県保健所や市による相談支援と公立大学による取組の更なる連携が必要。
学齢期になると、相談支援が途切れることに不安を感じる保護者が多い。

発達障害などに対して県や公立大学、市が行っている相談事業や取り組みを有機的につなぎ合わせることで、一貫して子どもを支援できる体制を構築していく必要がある。

今後の取組方針



- ◆市は、発達障害支援の企画・調整・連携などを担う中核機能をもった組織「こども健やかセンター（仮称）」を令和9年度中に設置することを目指す。
- ◆本センターでは、途切れない支援体制の構築と保護者の困りごとへの対応と支援を目指す。

テーマII 「健康寿命の延伸」などを実現するまちづくり

検討課題① 日常生活に何らかの支障が生じ始めた高齢者に対する支援サービスがない。
要支援者が現状レベルを維持するのが困難で増悪するケースが多い。

介護認定申請者に対して、介護予防・日常生活総合事業のサービス・活動C（短期集中）リエイブルメントプログラムを新たに導入する。

検討課題② 中山間地域における訪問介護サービスは効率が悪く、現在の報酬体系では事業継続が困難となっている。ホームヘルパーも不足している。

地域運営組織の活動の中で、地域住民を含む地域の多様な主体により展開される活動（サービス・活動B（住民主体訪問サービス））を実施できる地域づくりを推進していく必要がある。

検討課題③ 運転免許を持たない高齢者は通院・買い物などの移動に困難を抱えており、自宅から外出しないことがフレイルの進行につながっている。

- ・乗合タクシーや高齢者へのタクシー助成などオンデマンド型交通の利用促進を図るとともに、地域運営組織等による買い物等の付き添い支援の実施の体制整備を図る。
- ・新見版MaaS「Goトレ」プロジェクトを推進し、その効果検証を行う。

検討課題④ 在宅患者に対する医療機関や介護事業者の間の情報共有は電話が主体で、情報共有の方法が非効率となっている。

在宅医療・介護関係者を対象とした情報連携のためのICTツール（MCSなど）の活用を検討。

検討課題⑤ 口から食べられなくなることが、健康寿命の短縮に繋がる。

- ・オーラルフレイルの予防（歯科口腔保健）を引き続き推進する。
- ・新見公立大学「食べる幸せプロジェクト」＝専門家チームによる地域ぐるみの食支援活動の推進を図る。

今後の取組方針

◆中山間地域における専門職による訪問サービス提供体制が脆弱となる中で、地域住民や公立大学生を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動の拡充を図ることで、フレイルの予防につなげる。

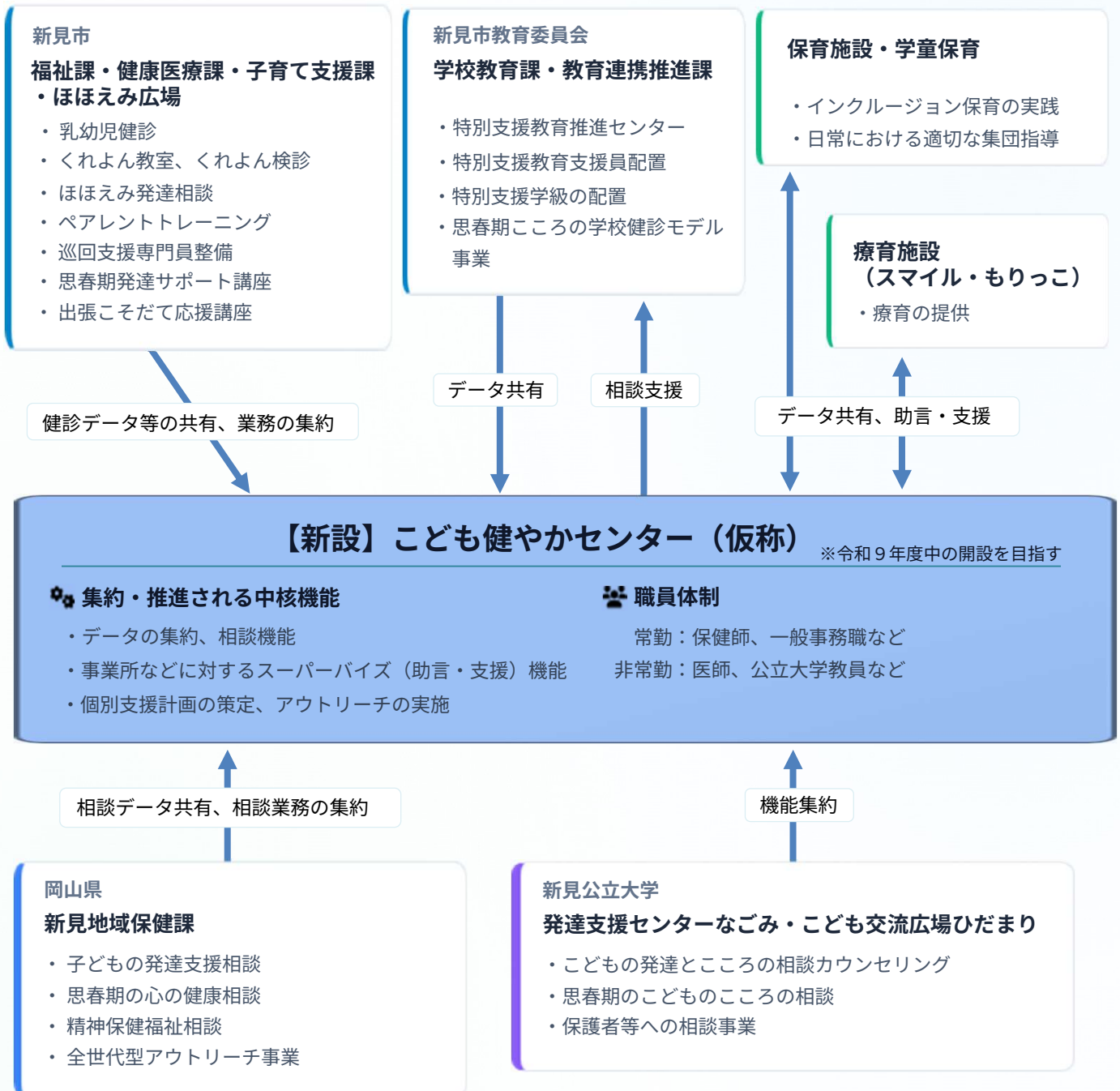
◆次期新見市高齢者保健福祉計画（令和9年度より3か年）に地域共生社会推進本部における検討や今後の取組内容を反映する。

4. 本年度検討を進める取組

1. こども健やかセンター（仮称）

教育・保健・福祉が一体となったハブ拠点。専門相談、療育調整、指導者への助言などを一元化し、「新見市版の発達支援モデル」を確立する。

子ども発達支援体制の構造・連携全体像（面的整備型）（案）



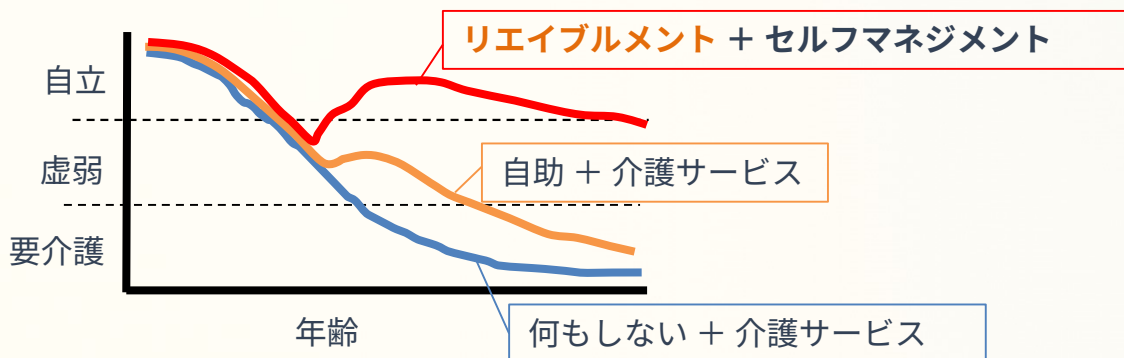
体制構築における5つの検討課題

- ① 設置場所
- ② 職員の確保
- ③ 予算の確保
- ④ データの共有方法
- ⑤ 集約可能な機能の適正な選定

2. サービス・活動C「リエイブルメントプログラム」

令和8年10月からリエイブルメントプログラム※を新たに実施する。

※高齢や病気・けがなどによって日常生活に支障が出始めた方が「再び（Re）できるようになる（Able）」ことを目指す、短期・集中的な介護予防・リハビリテーションプログラム



◆プログラム内容

リハビリテーション専門職が、利用者の状況を把握したうえで目標を設定し、毎週面談しながら、設定した目標が達成出来るように促し、3か月間で元の生活を取り戻せるように支援を行うサービス

3. 住民主体のサービス・活動の推進

【厚生労働省資料より】

【補助対象経費】

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費*
- **支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）**

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

【総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール】

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を **事業の目的を達成するための附随的な活動** と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を（定額）補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、（給付の場合の業務と同様）**対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

(2) 次期新見市高齢者保健福祉計画等の策定について

(高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画)

①計画概要

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法に基づき高齢者が地域で安心して暮らすため、高齢者全体の福祉施策を定める計画

「介護保険事業計画」は介護保険法に基づき介護保険制度をどう運営するかを定める計画

「認知症施策推進計画」は、認知症基本法に基づき認知症施策を推進するための計画
高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画は、高齢者の生活課題が相互に関係していることから、一体的な計画として今年度策定する。

②計画期間

令和9年度～令和11年度（3年間）

※現行計画：第9期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）

③策定委員

15名程度を委嘱予定

④策定委員会（実務者会議の専門部会として）

令和8年度に3回程度開催予定

⑤令和7年度 新見市 高齢者の暮らしと意識に関する調査の実施

○調査結果の概要

調査対象：市内在住の65歳以上の高齢者（要介護認定者を除く）

配布数：4,000人

回答数：2,839人

回答率：71.0%

調査結果から読み取れる課題、考察など

・介護予防・フレイル対策

転倒経験者や転倒不安を抱える人が多く、年齢とともに運動機能低下も進行している。サロンなどの通いの場の充実など、介護予防の強化が必要と考えられる。

・移動・外出支援対策

外出を控える理由として、足腰の痛み、交通手段がないと答える人が多く、買い物や通院を支える移動支援の充実が課題と考えられる。

・見守り、生活支援体制の整備

一人暮らしの人は約2割を占め、85歳以上で割合が高い。孤立の防止や在宅生活継続のため、地域での見守りや生活支援体制の強化が課題と考えられる。

○回答結果（抜粋）

- ・過去１年間に転倒した経験がありますか。
→３８．２％が転んだ経験があると回答
- ・転倒に対する不安は大きいですか。
→６２．１％が不安であると回答
- ・運動機能低下者 １７．１％
※階段を昇ること、椅子に座った状態からの立ち上がり、１５分位続けて歩くことの質問で「できない」と回答した人
- ・外出を控えていますか。
→２１．６％が外出を控えていると回答
- ・外出を控えている理由は、足腰などの痛みが４９．８％、トイレの心配が２１．０％
交通手段がないが１９．４％、経済的に出られないが１７．３％となっている。
- ・家族構成を教えてください。
→夫婦二人暮らしが３６．４％、息子・娘との二世帯が１９．５％
一人暮らしが１８．２％となっている。

○第１０期計画に関する国の基本的考え方（現時点でのイメージ）

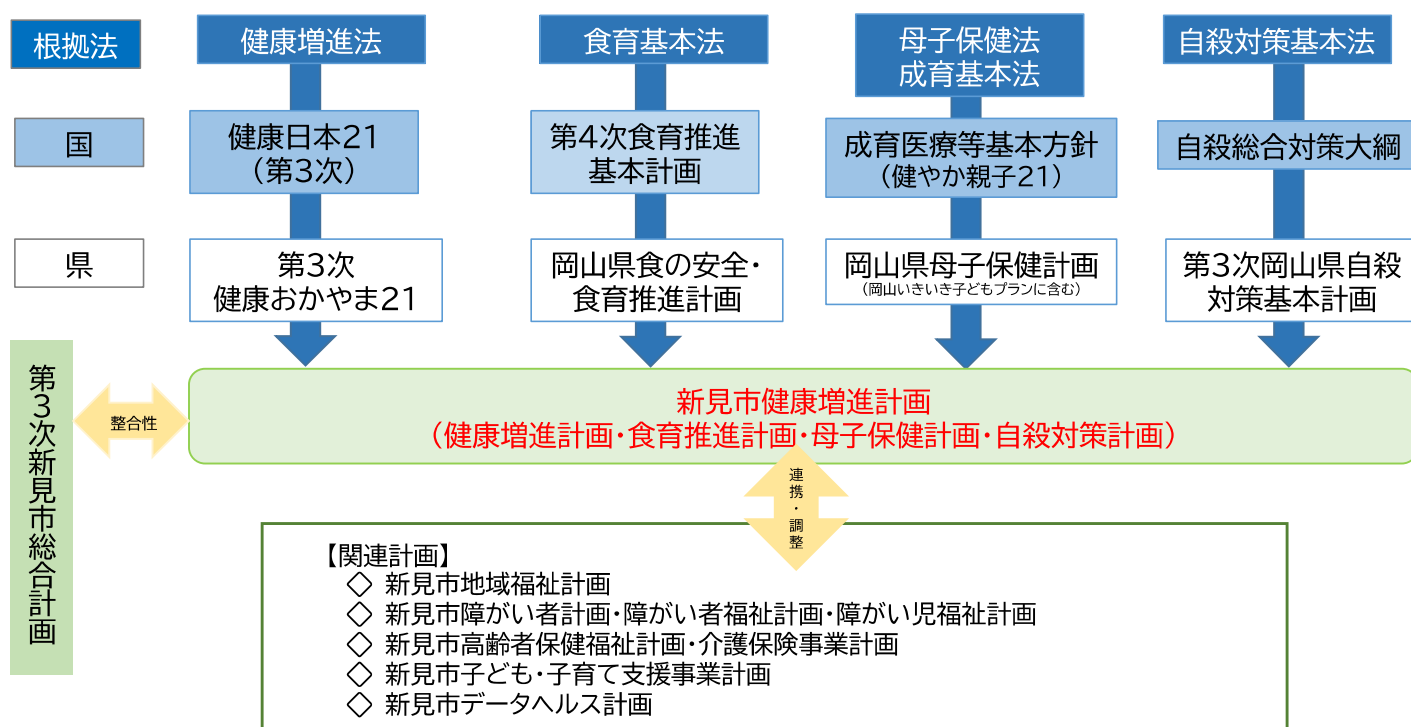
- ・２０４０年を見据えた中長期的支援
- ・地域特性ごとの介護体制
- ・介護人材不足への対応
- ・地域包括ケアシステムの深化 など

●本市の重点ポイント

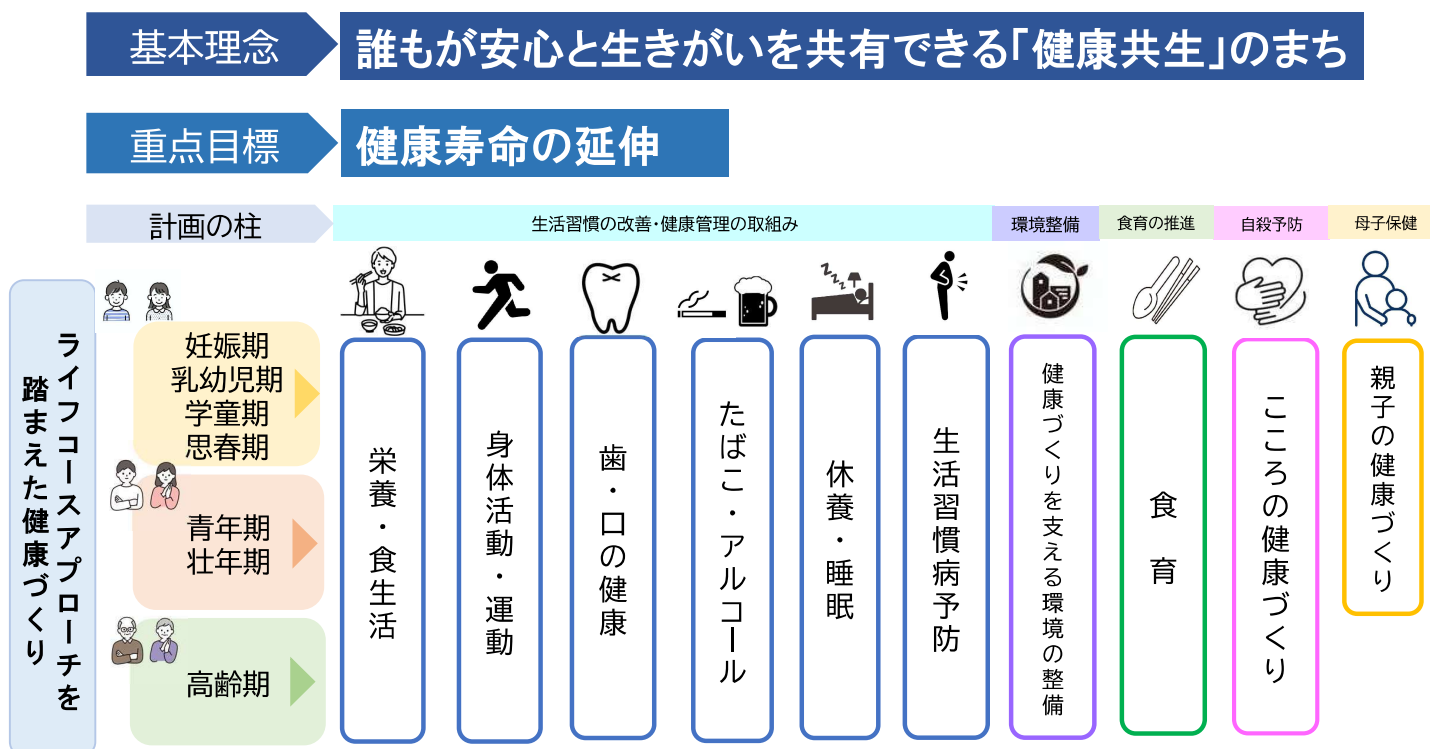
- ・介護サービス提供体制の維持
- ・介護人材確保と生産性向上
- ・認知症施策と地域包括ケアの深化
- ・介護予防、フレイル対策
- ・移動、外出支援
- ・見守り、生活支援

(3) 次期新見市健康増進計画の策定について

新見市健康増進計画の位置づけ



第3次新見市健康増進計画の施策体系図(案)



①計画期間 令和10年度～令和18年度（9年間）

※現行計画：第2次新見市健康増進計画（平成30年度～令和9年度）

②策定計画

令和8年度：「第2次新見市健康増進計画」の最終評価及びアンケート調査実施

令和9年度：計画策定

③策定委員

10名程度を委嘱予定

④策定委員会（実務者会議の専門部会として位置づける）

令和8年度に2回、令和9年度に3回程度開催予定

⑤アンケート調査（案）

- ・調査対象：市内在住の20歳～64歳の市民
- ・配布数：1,000人
- ・調査時期：令和8年11月～12月頃（予定）
- ・調査方法：郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- ・調査内容：市民の健康づくりに関する意識、行動および生活習慣など

(4) 次期新見市障がい者計画等の策定について

(障がい者計画、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画)

1. 新見市障がい者計画策定事業の概要について

◎作成する計画

- 新見市障がい者計画（令和6年度～令和11年度）（8年度に中間見直し）

◇障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画。

- 新見市障がい者福祉計画（第8期 令和9年～令和11年）

- 新見市障がい児福祉計画（第4期 令和9年～令和11年）

◇上記二つを一体的に策定していく、基本指針を踏まえて本市の障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量、その確保方策などを定める計画。

- ★策定する根拠法令：障害者基本法11条第3項（障がい者計画）

障害者総合支援法第88条第1項（障がい者福祉計画）

児童福祉法第33条の20第1項（障がい児福祉計画）

2. 策定計画

令和7年度：「新見市障がい者計画」「新見市第8期障がい福祉計画」

「新見市第4期障がい児福祉計画」に関するアンケート調査を実施。

令和8年度：計画策定

3. 策定委員

15名程度を委嘱予定（現在選定協議中）

4. 策定委員会

令和8年度に3回開催予定

5. アンケート調査

- ・調査対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手等所持者

- ・配布数

600件（上記調査対象者から任意抽出）

- ・回収率

配布数600件 有効回収数322件 回収率53.7%

●参考 前回調査 配布数600件 有効回収数296件 回収率49.3%

- ・調査結果から読み取れる課題

高齢化が進んだことにより、これまで支援では、対応に困難な事態が増加することが懸念されている。

自宅で親が支援していた障がい者が、親の高齢化や病気・他界によって生活維持できなくなることにより不安に思うとのご意見があった。

このようなケースは今後も増加することは予想され、サービス利用のニーズは今後も増加することから、施設入所では限界あることから、グループホーム等での利用などの地域移行に繋がられるかが大きな課題となっている。

○国が示した障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（成果目標）

1 地域移行

- ・地域移行者数：令和7年度末の施設入所者数の6%以上増加する。
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減。

2 福祉施設から一般就労への移行等

※地域移行も推進する上で、障がい者の働く場の強化を目標とする。

- ・一般就労への移行者数数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上

(5) 全世代交流型施設の整備について

～ 旧「明洞」利活用計画の進捗状況報告 ～

1. 事業の目的と背景

- **設置の狙い**：市長公約「共に生きる優しいまちづくり」を具現化
社会的孤立を防ぎ、多世代が自然に集い、交流できる拠点を新見駅前に創出する
- **物件の特徴**：駅前空き店舗（旧明洞）を賃借。厨房設備と、個室・座敷といった多様なスペースを、多世代交流や学生の居場所としての活用を想定。

2. 職員アンケート結果（利活用案）

実施期間：令和8年3月11日～3月19日（回答25名：健康福祉部・教育関係課等）



居場所・学習支援

- ・学生の待ち時間利用
- ・不登校児童の居場所
- ・宿題サポート（学習塾）



多世代交流・食

- ・地域食堂（子ども食堂）
- ・料理教室
- ・クーリングスポット



健康・デジタル

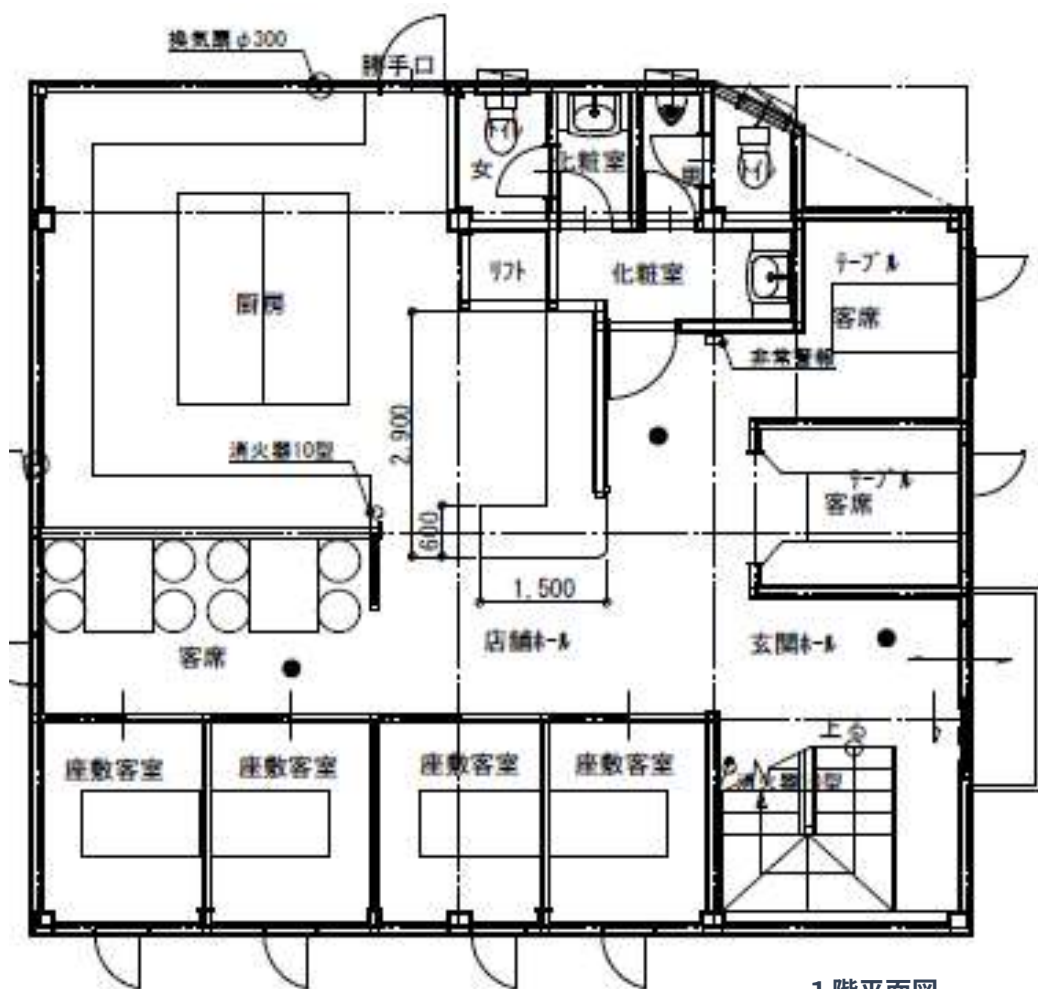
- ・eスポーツ
- ・健康マージャン教室
- ・健康づくりジム

3. 委員の皆様へのお願い

🔗 プロジェクトの周知・広報への協力

各組織・地域のネットワークにて、本プロジェクトの周知をお願いします。

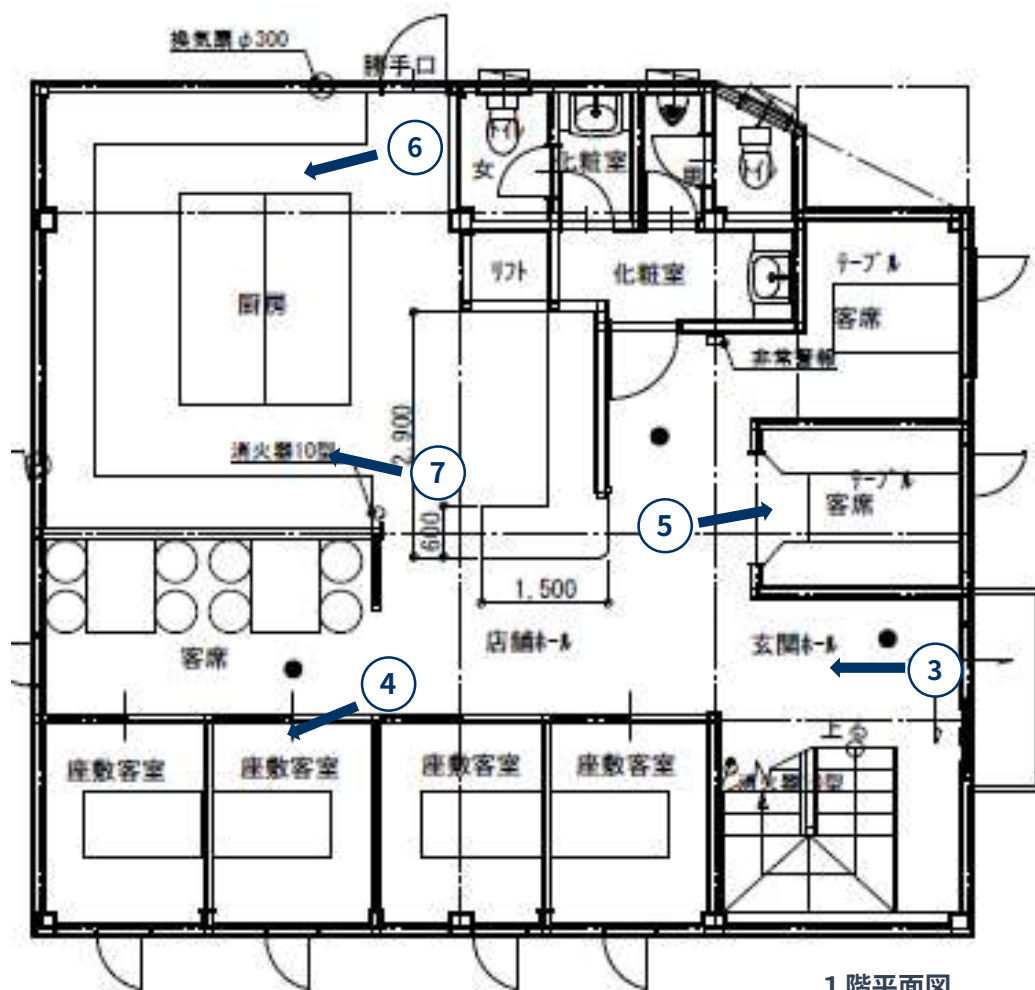
市民や事業者を巻き込み「自分たちの居場所」として育てていくために、委員の皆様の強力な情報発信をお願いいたします。



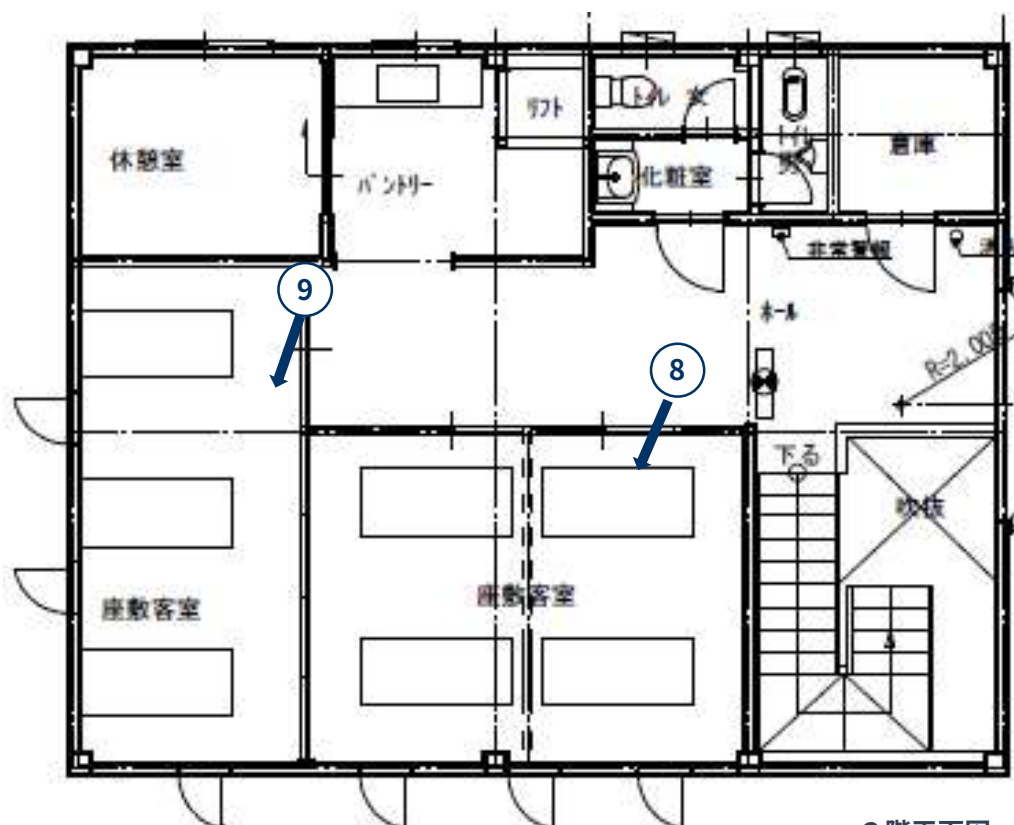
2

1





1階平面図



2階平面図



令和 8 年 5 月 28 日

新見市長 石 田 實 様

新見市地域審議会
会長 横山 孝史

提 言 書

テーマ 中高生が将来住みたいと思えるまちの魅力発信
～ 将来子ども達が地域に帰ってくるために ～

1 はじめに

私たち第9期新見市地域審議会では、令和7年度から新たにスタートした第3次新見市総合計画後期行動計画の策定に際し、地域に住む市民の目線から意見をさせていただき、意見の一部を計画に反映していただきました。この計画は、新見市の市政運営の基礎となるとても重要な計画です。計画に位置付けられた各種施策を着実に実施していただき、将来に向けてより良い新見市となることを期待しております。

また、今までに提出した提言につきましても、市内高等学校での進路勉強会として市内企業を紹介する場をつくるなど、具体化していただき感謝申し上げます。

さて、令和7年度は、新見市の特色ある行政施策について提言するため、審議テーマを「中高生が将来住みたいと思えるまちの魅力発信」に決定し、話し合いを進めてきました。

現在の我が国の人口動態は、地方の人口減少と東京一極集中という深刻な二極化に直面しています。特に地方部では、大学進学を機に多くの若い世代が都市部へと流出していますが、これは広い世界で学びを深めるという、尊重されるべき前向きな選択の結果でもあります。

しかし、真に直視すべきは、進学で外に出た若者たちが、その後の人生の選択肢として地元に戻るという道を選べていない現状です。都市部での生活が定着していく中で、地元に戻るという選択肢が消失していることが大きな要因ではないでしょうか。

若者たちに「地元に戻る」という選択肢を持ってもらうためには、働く場所や住む場所等も重要な一方で、多感な時期にこの地域でどれだけ「ワクワクするような体験」ができたかという記憶が必要だと考えました。私たちの地域の方々に話を聞くと、地域との関わりが愛着や定住に繋がっています。地域を盛り上げようとする大人達に触れながら、共に心を動かした原体験こそが、遠く離れた場所でも色褪せない郷土への信頼を育みます。

「またあの場所に帰りたい」という思いこそが、再びこの地を選ぶための最大の原動力となります。私たちは、一度離れた若者が人生のあらゆるステージにおいて立ち返りたくなるような、可能性に満ちた選択肢となるよう努力しなければなりません。

2 審議内容

本審議会では、審議テーマを「中高生が将来住みたいと思えるまちの魅力発信」とし、審議委員の意見だけでなく、将来は地元に戻りたいという希望を持つ新見公立大学の学生とも意見交換を行うなど、多くの審議を重ねました。

今回のテーマの本質は、現在本市で生活している子ども達が大学進学等を契機として転出した後、進学、就職、結婚等の将来のライフステージにおいて、本市に戻ってきたくなる動機が重要であり、それを認知してもらうことが魅力の発信であるという結論に至りました。

本市では、学校教育において、ふるさとキャリア教育には重点的に取り組まれており、本市の自然環境の素晴らしさや、特色ある文化・食・産業は子ども達に十分認識されています。

その中で、あと一步、子ども達の動機として必要なものが、自分達自身が地域の一員として主体的に参画する体験や思い出です。地域の大人達とともに、地域のために盛り上がる楽しかった体験を持っていただくために、次のとおり提言します。

3 提言

(1) 地域の取組に子ども達が参加しやすくなる仕組みづくり

- ・子ども達を参画させたい地域と参画したい子ども達をマッチングする仕組みの導入。
- ・イベント等のボランティア募集等を一元的に掲載できるプラットフォームの導入。

(2) 子ども達と一緒に取り組める環境整備

- ・子ども達とともに地域の取組を行う場合に補助金を交付するなど、子ども達と一緒に取り組むメリットの創出。

(3) 地域に子ども達の居場所づくり

- ・新見駅前等の空き店舗等を活用し、まずは高校生等が利用できる屋内滞在空間の実証実験の実施。
- ・使われ方、年齢層、必要な設備等を実証結果から分析し、必要な取組を継続。

4 おわりに

地方には地方としての魅力があり、独自の魅力を磨くことで、若者を引き付ける地域も生まれています。

その中で、地元に戻りたくなるような誇りや愛着が持てる地域をつくっていくことが、これからの本市に必要な要素だと考えています。

本審議会としては、今回の提言を可能な限り取り入れ、各種施策に反映していただくようお願い申し上げます。